

平成 29 年 1 月 27 日

報道関係者 各位

ゾーン 30 について

2 月 1 日から、森岳地区の一部区域(別添地図枠内)における市道すべてが、速度 30 キロの交通規制区域となりますのでお知らせします。

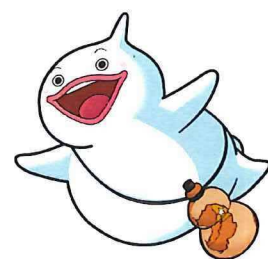
※「ゾーン 30」とは、通行車両の速度抑制と通過交通を減少させ、住宅地や通学路等の生活道路における交通事故を減らすことを目的とした交通規制です。

ゾーン 30 区域の入口には、緑のカラー舗装に白字で『ゾーン 30』の路面標示、規制標識を設置しています。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原

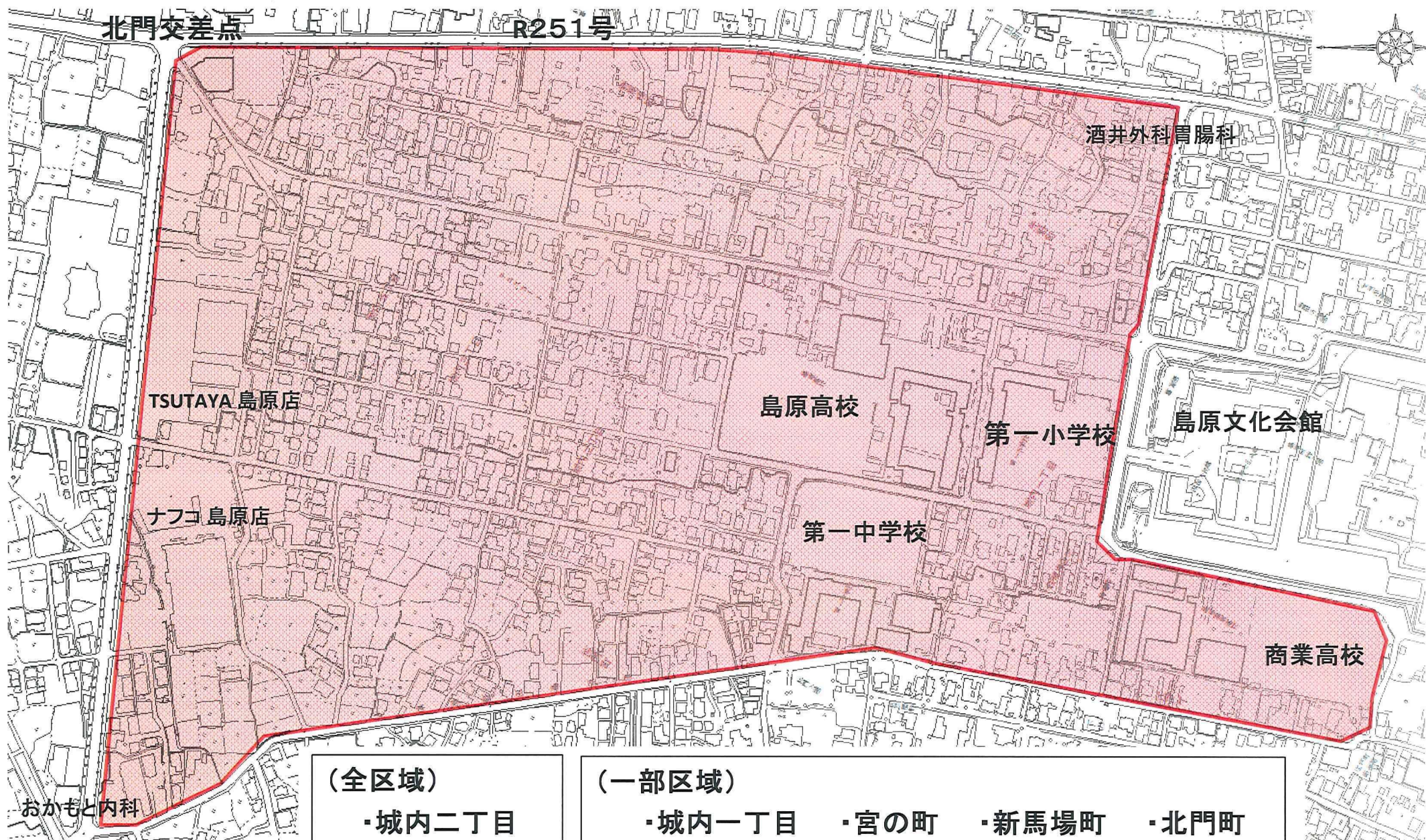


担当：島原市建設部道路課 道路整備班 担当 小川
電話：0957-63-1111（内線 221）
E-mail：y-ogawa@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

ゾーン30実施区域



(全区域)

- ・城内二丁目
- ・城内三丁目

(一部区域)

- ・城内一丁目
- ・宮の町
- ・新馬場町
- ・北門町
- ・先魁町
- ・田町
- ・江戸丁
- ・桜門町
- ・柏野町